

# 民生協議会協議事項

〔日時 令和元年 11 月 21 日(木)  
午前 10 時  
場所 第 3 委員会室〕

## ○ 所管事項の報告について

- 1 令和元年台風第 19 号による被害に対する災害見舞金の支給について
- 2 自動車事故に係る損害賠償額（人身分及び物損分）の決定について
- 3 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について
- 4 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 5 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 6 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（案）の概要について
- 7 八戸市興行場法施行条例の一部改正（案）の概要について
- 8 指定管理者候補者の選定について（斎場）
- 9 指定管理者候補者の選定について（東霊園、西霊園及び南郷中央霊園）
- 10 （仮称）八戸市立市民病院緩和ケア病棟整備事業の工期延長について
- 11 その他

## 令和元年台風第19号による被害に対する災害見舞金の支給について

災害名	発生日	一世帯当たりの見舞金額	支給対象世帯	支給総額
台風第19号	令和元年10月12日 ～10月13日	20,000円	床上浸水 10世帯 〔市川地区 9世帯 吹上地区 1世帯〕	200,000円

※市財政部が調査確認し取りまとめた被害者名簿を基に、住家が全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水により被災した世帯に支給。

### (参考) 近年の災害見舞金支給状況

災害名	発生日	一世帯当たりの見舞金額	支給対象世帯	支給総額
低気圧の影響による平成18年10月6日から8日までの大雨・高波等	平成18年10月6日 ～8日	20,000円	床上浸水 38世帯 〔根城地区 6世帯 上長地区 28世帯 下長地区 3世帯 館地区 1世帯〕	760,000円
低気圧の影響による平成18年12月27日の大雨・暴風等	平成18年12月27日	20,000円	床上浸水 5世帯 〔大館地区 5世帯〕	100,000円
平成22年6月20日から21日までの大雨	平成22年6月20日 ～21日	20,000円	床上浸水 3世帯 〔吹上地区 3世帯〕	60,000円
台風15号	平成23年9月21日 ～22日	20,000円	床上浸水 11世帯 〔上長地区 7世帯 館地区 4世帯〕	220,000円
台風18号	平成25年9月16日	20,000円	床上浸水 14世帯 〔市川地区 13世帯 館地区 1世帯〕	280,000円
平成26年9月12日の集中豪雨	平成26年9月12日	20,000円	床上浸水 5世帯 〔下長地区 1世帯 根城地区 1世帯 湊地区 3世帯〕	100,000円
台風第10号	平成28年8月30日 ～8月31日	20,000円	床上浸水 1世帯 〔吹上地区 1世帯〕	20,000円

自動車事故に係る損害賠償額（人身分及び物損分）の決定について

- 1 発生日時 令和元年 8 月 8 日（木）午前 11 時 20 分頃
- 2 発生場所 八戸市大字沢里字一盃森 30 番地 3 の市道
- 3 事故の概要 生活保護受給者の訪問調査を終え、帰庁するため公用車を運転していたところ、前方を走行していた車両が急ブレーキをかけたため、当方も急ブレーキをかけたが間に合わず追突してしまい、相手車両を損傷させたもの。
- 4 専決処分の日 (人身分) 令和元年 11 月 1 日 処分第 42 号  
(物損分) 令和元年 9 月 26 日 処分第 37 号
  - (1)損害賠償額 (人身分) 33,305 円  
(物損分) 648,162 円
  - (2)賠償内容 (人身分) 診療費、通院交通費、休業損害、慰謝料他  
(物損分) 相手車両修繕費、代車費用、レッカー費用
- 5 示談成立年月日 (人身分) 令和元年 11 月 11 日  
(物損分) 令和元年 9 月 26 日

## 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

### 1 改正の理由

児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものを。

### 2 改正の内容

#### (1) 概要

児童福祉法の成年被後見人等に係る欠格条項などの権利を制限している規定が削除されたことに伴い、八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例において引用している同法の条項が繰り上がるもの。

改正後	改正前
(職員) 第 23 条 (略) 2 家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) (略) (2) 法第 18 条の 5 各号及び <u>法第 34 条の 20 第 1 項第 3 号</u> のいずれにも該当しない者	(職員) 第 23 条 (略) 2 家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) (略) (2) 法第 18 条の 5 各号及び <u>法第 34 条の 20 第 1 項第 4 号</u> のいずれにも該当しない者

#### (2) 施行期日

公布の日

### 3 処分年月日

令和元年 11 月 1 日

## 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

児童福祉法に基づく「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令。以下、保育所基準という。）」が令和元年7月31日に一部改正されたことに伴い、本市においても八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

### 2 改正の概要

保育所の耐火性能基準については、建築基準法による規制に加え、保育所基準により規制されているが、令和元年6月25日に建築基準法が一部改正され、3階建ての建物について、延べ面積200㎡未満の場合には、耐火建築物であることが求められなくなったところである。

#### ○建築基準法

施設規模		基準（改正前）	➔	基準（改正後）	
3階建て	延べ床面積200㎡以上	耐火		耐火	
	延べ床面積200㎡未満			規制なし	

一方で、保育所の用に供する建物については、火災時の避難に時間を要する小学校就学前の子どもの安全を確保する観点から、当面、3階以上に乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を設ける場合は耐火建築物とするという現行の取扱いを維持するため、保育所基準が改正されたところであり、これに準じ本市条例についても所要の改正を行うものである。

### 3 施行期日

公布の日

## 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（内閣府・文部科学省・厚生労働省令。以下「幼保連携型基準」という。）」が令和元年7月31日に一部改正されたことに伴い、当市においても幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

### 2 改正の概要

幼保連携型認定こども園の耐火性能基準については、建築基準法による規制に加え、幼保連携型基準により規制されているが、令和元年6月25日に建築基準法が一部改正され、3階建ての建物について、延べ面積200㎡未満の場合には、耐火建築物であることが求められなくなったところである。

#### ○建築基準法

施設規模		基準（改正前）	→	基準（改正後）	
3階建て	延べ床面積 200㎡以上	耐火		耐火	
	延べ床面積 200㎡未満		規制なし		

一方で、幼保連携型認定こども園の用に供する建物については、火災時の避難に時間を要する小学校就学前の子どもの安全を確保する観点から、当面、3階以上に乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を設ける場合は耐火建築物とするという現行の取扱いを維持するため、幼保連携型基準が改正されたところであり、これに準じ当市条例についても所要の改正を行うものである。

### 3 施行期日

公布の日

## 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（案）の概要について

### 1 制定の理由

地方自治法施行令の一部改正による中核市への権限移譲に伴い、指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるためのものである。

### 2 対象事業とその概要

事業（支援）の種類	内 容
児童発達支援	障がいのある未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練を行う。
医療型児童発達支援	肢体不自由の障がい児に対して、児童発達支援を行うとともに治療を行う。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休みなどの休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、発達支援を行う。
保育所等訪問支援	保育所その他集団生活を営む施設に通う障がい児に対して、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

### 3 条例の概要

#### （1）指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の制定

項 目	内 容（定める基準等）	
総則	趣旨、定義、一般原則	
申請者に関する基準	法人格の有無	
事業ごと	基本方針	事業の基本方針
	人員に関する基準	従業者の職種、員数 等
	設備に関する基準	サービス提供に必要な設備、備品 等
	運営に関する基準	サービスの取扱基準（利用定員、支援計画の作成 等） 管理運営上の基準（緊急時等の対応、秘密保持 等）

## (2) 他の市条例の一部改正

既存条例の一部において、新条例に相当する国の基準省令の条文を引用しているものがあるが、新条例制定に際し、既存条例における引用条文について、省令から新条例の内容に置き換える必要があることから、新条例の制定附則の中で、既存条例の一部改正を一括して行うものである。

### 【一部改正する条例】

- 八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 28 年八戸市条例第 65 号）
- 八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 28 年八戸市条例第 67 号）
- 八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 28 年八戸市条例第 71 号）
- 八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年八戸市条例第 31 号）

## 4 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

## 5 その他

当該事務の権限移譲については、第 7 次地方分権改革の一環で行われたもので、実施の時期は第 7 次地方分権一括法等に基づき平成 31 年 4 月から実施されたところであるが、国の地方自治法施行令の改正作業が遅れたことから、各中核市の基準条例の制定については、1 年間の猶予期間（経過措置）が設けられたところである。その際、各中核市の条例が制定されるまでの間は、当該中核市の属する都道府県が定めた条例による基準を当該中核市の基準と見なすこととされたところである。



## 八戸市興行場法施行条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

健康増進法が一部改正され、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等が定められたことに伴い、興行場の喫煙場所に係る構造設備及び衛生措置の基準を廃止するものである。

### 2 改正の主な内容

#### (1) 構造設備の基準（第3条関係）

改正後の健康増進法において、施設等の類型に応じて喫煙の禁止等が定められたため、興行場の構造設備に係る公衆衛生上必要な基準から、喫煙場所の設置に関する規定を削除する。

#### (2) 衛生措置の基準（第4条関係）

改正後の健康増進法において、喫煙専用室等を設置する場合の掲示義務等が定められたため、興行場の入場者の衛生に必要な措置の基準から、喫煙場所の表示及び喫煙の制限に関する規定を削除する。

現行条例から削除する項目	
構造設備の基準	適当な場所に機械換気設備を有する喫煙場所（屋外にある喫煙場所を除く。）が設けられていること。
衛生措置の基準	喫煙場所は、その所在が入場者に明らかとなるような表示を行うとともに、その場所以外で入場者に喫煙させないこと。

### 3 施行期日

令和2年4月1日

## 指定管理者候補者の選定について（斎場）

斎場の指定管理者の公募を行った結果、1団体から応募があり、八戸市指定管理者選定委員会（市民防災部）での審査を経て、下記のとおり指定管理者候補者を選定した。

### 1 対象施設

八戸市斎場

### 2 指定管理者候補者

団体名：三八五流通株式会社 代表者名：代表取締役 泉山 元

※ 指定管理者としての指定は、議会の議決を要件とすることから、令和元年12月市議会定例会での指定議案議決後に行うものである。

### 3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

### 4 指定管理料の提案額（5年間分）

351,875千円（市が提示した上限額 351,875千円）

（現在の指定管理料（5年間分）303,599千円）

※ 主な増減理由：火葬件数増加による人件費の増加

※ 今後、候補者と協議の上、指定管理料を決定するものである。

### 5 公募・選定の概要

#### (1) 選定までの経過

令和元年7月19日（金）

募集要項の公表

令和元年8月9日（金）

公募説明会・現地見学会

令和元年8月29日（木）～9月13日（金）

申請受付

令和元年10月1日（火）

指定管理者選定委員会の開催

※ 書類審査及びヒアリング

#### (2) 応募団体数

1団体

#### (3) 選定結果

当該指定管理者選定委員会（外部委員3名を含む6名で構成）において、選定基準（別紙1参照）に基づいて審査（採点）を実施した結果、「三八五流通株式会社」が総合的に優れていると評価されたため、当該団体を指定管理者の候補者とした。（選定評価表は別紙2のとおり。）

八戸市斎場指定管理者候補者の選定評価表

No.	1 選定基準 (募集要項で定めた基準)	2 審査の観点 (募集要項で定めた観点)	3 配点 ウェイト(募集 要項で 定めた 配点)	4 審査要領		5 審査配 点	6 配点区分				
				(事業計画書対応箇所)	5 審査のポイント		劣る	やや劣る	現行水準 を確保 (標準 点)	優れてい る	特に優れ ている
①	市民の平等な利用が確保されるものであること	施設の設置目的の理解度	10点	事業計画書1「管理運営の基本的考え方」のほか事業計画書全体で判断	当該公の施設の設置目的を踏まえた事業計画となっているか。(偏りはないか)	10点	0~3	4~6	7	8~9	10
		施設の管理運営の基本的考え方(公共性の確保、法令順守)			法令、管理の基準など施設運営の基本的事項を理解・認識しているか。						
		平等な利用確保を図るための具体的取り組み			全ての利用者に対して平等であり、不当に利用を制限したり優遇したりすることはないか。						
②	公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること	利用者へのサービスの向上など効果的かつ適正な管理運営への具体的取り組み	30点	事業計画書3「施設運営の実施計画」及び4「自主事業の実施計画」で判定	現行の行政サービス水準が確保され、かつ、利用の拡大、サービス向上のための取り組みが適切になされている。	20点	0~9	10~15	16	17~19	20
					自主事業が、施設の機能を高める内容となっている。						
					利用者への対応方針は適切か。(安全確保対策、利用者ニーズの把握、クレーム対応)						
		施設、設備等の維持管理の内容と水準	事業計画書2「施設、設備等の維持管理計画」で判定	施設、設備等の維持管理に関する基本的考え方は適切か。 提案された維持管理計画は、要求水準に達しているか。	10点	0~3	4~6	7	8~9	10	
③	管理に要する経費の縮減を図るものであること	管理運営に係る収入、経費積算の内容と妥当性	25点	収支計画書及び事業計画書全体で判定	全体経費の縮減が図られているか。(提案額に関する評価)	10点	0~3	4~6	7	8~9	10
					管理運営に要する経費の積算は適切か。						
		収支計画の実現性			収支計画と事業計画が整合し、かつ実現可能な計画であるか。	15点	0~5	6~11	12	13~14	15

No.	1 選定基準 (募集要項で定めた基準)	2 審査の観点 (募集要項で定めた観点)	3 配点 ウェイト(募集 要項で 定めた 配点)	4 審査要領		5 審査配 点	6 配点区分										
				(事業計画書対応箇所)	5 審査のポイント		劣る	やや劣る	現行水準 を確保 (標準 点)	優れてい る	特に優れ ている						
④	管理を安定して行う能力を有するものであること	施設を安定的に管理運営できる人的体制(従事者数、経験の有無)	30点	事業計画書5「人員体制等」(但し(4)を除く)及び6「個人情報保護」で判定	施設の運営体制は十分か。 施設管理に従事する者への指導、研修体制は整っているか。 個人情報の保護に関する措置は適切か。	10点	0~3	4~6	7	8~9	10						
		施設を安定的管理運営できる財政的基盤		法人等の経営状況を説明する書類で判定	団体の財務状況は良好か。(債務超過となっていないか、黒字経営か) 事業計画の内容を実現できる資産を有しているか。							10点	0~3	4~6	7	8~9	10
		類似施設の運営実績		事業計画書5「人員体制等」(4)類似施設の運営実績で判定	類似施設を良好に運営した実績があるか。												
⑤	市の重要施策が推進されるものであること	本社・本部等の所在地が市内にあるか	5点	登記簿謄本等で判定	市内にある場合は2点を付加。	2点											
		障がい者雇用等についての計画があるか		事業計画書5「人員体制等」で判定	常時雇用する計画がある場合は2点、福祉的就労や職場体験等の臨時雇用を実施する計画がある場合は1点を付加。							2点					
		協働のまちづくりの推進に有効な定期的計画があるか		事業計画書8「自由提案」で判定	地域貢献に関する定期的な計画がある場合1点を付加。												
					合計	100点											

## 八戸市斎場指定管理者候補者の選定評価表

選定基準（配点）	満点	指定管理者候補者 三八五流通株式会社	指定管理者候補者の提案に対する評価内容
① 市民の平等な利用が確保されるものであること（10点）	60点	46点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該公の施設の設置目的を踏まえた事業計画となっている。</li> <li>・法令・管理の基準など施設運営の基本的事項を理解・認識している。</li> <li>・全ての利用者に対し、平等な利用が確保されている。</li> </ul>
② 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること（30点）	180点	136点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の行政サービス水準が確保され、かつ、利用の拡大、サービス向上のための取り組みが適切になされた計画となっている。</li> <li>・自主事業が施設の機能を高める内容となっている。</li> <li>・利用者への対応方針は適切である。</li> <li>・開場時間、休場日についての考え方は適切である。</li> <li>・施設、設備等の維持管理に関する基本的考え方は適切である。</li> <li>・提案された維持管理計画は要求水準に達している。</li> </ul>
③ 管理に要する経費の縮減を図るものであること（25点）	150点	109点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営に要する経費の積算は適切である。</li> <li>・収支計画と事業計画が整合し、かつ実現可能な計画である。</li> </ul>
指定管理料基準額及び提案額（5年間）／単位：千円	70,375	70,375	
④ 管理を安定して行う能力を有するものであること（30点）	180点	148点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の運営体制、施設管理に従事する者への指導、研修体制が整っている。</li> <li>・個人情報の保護に関する措置は適切である。</li> <li>・団体の財務状況は良好であり、かつ事業計画の内容を実現できる資産を有している。</li> <li>・類似施設を良好に運営した実績がある。</li> </ul>
⑤ 市の重要施策が推進されるものであること（一律加点）（5点）	30点	18点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部・本社等の所在地が八戸市内にある。</li> <li>・協働のまちづくりの推進に有効な定期的計画がある。</li> </ul>
合計点 600点（委員6人×100点）	600点	457点	

## 指定管理者候補者の選定について（東霊園・西霊園・南郷中央霊園）

東霊園・西霊園・南郷中央霊園の指定管理者の公募を行った結果、1団体から応募があり、八戸市指定管理者選定委員会（市民防災部）での審査を経て、下記のとおり指定管理者候補者を選定した。

### 1 対象施設

八戸市東霊園・八戸市西霊園・八戸市南郷中央霊園

### 2 指定管理者候補者

団体名：公益社団法人八戸市シルバー人材センター 代表者名：理事長 前田 洋子

※ 指定管理者としての指定は、議会の議決を要件とすることから、令和元年12月市議会定例会での指定議案議決後に行うものである。

### 3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

### 4 指定管理料の提案額（5年間分）

143,555千円（市が提示した上限額 143,710千円）

（現在の指定管理料（5年間分）125,427千円）

※ 主な増減理由：人件費見直しによる増額

※ 今後、候補者と協議の上、指定管理料を決定するものである。

### 5 公募・選定の概要

#### (1) 選定までの経過

令和元年7月19日（金）

募集要項の公表

令和元年8月8日（木）

公募説明会・現地見学会

令和元年8月29日（木）～9月13日（金）

申請受付

令和元年10月1日（火）

指定管理者選定委員会の開催

※ 書類審査及びヒアリング

#### (2) 応募団体数

1団体

#### (3) 選定結果

当該指定管理者選定委員会（外部委員3名を含む6名で構成）において、選定基準（別紙1参照）に基づいて審査（採点）を実施した結果、「公益社団法人八戸市シルバー人材センター」が総合的に優れていると評価されたため、当該団体を指定管理者の候補者とした。（選定評価表は別紙2のとおり。）

八戸市東霊園・西霊園・南郷中央霊園指定管理者候補者の選定基準

No.	1 選定基準 (募集要項で定めた基準)	2 審査の観点 (募集要項で定めた観点)	3 配点 ウェイト (募集要 項で定め た配点)	4 審査要領		5 審査 配点 (例示)	6 配点区分 (例示)				
				事業計画書の対応箇所			劣る	やや劣る	(現行水準を確保 標準点)	優れている	特に優れている
①	市民の平等な利用が確保されるものであること	施設の設置目的の理解度	10点	事業計画書「1 管理運営の基本的考え方」のほか事業計画書全体	当該公の施設の設置目的を踏まえた事業計画となっているか。(偏りはないか)	10点	0~3	4~6	7	8~9	10
		施設の管理運営の基本的考え方(公共性の確保、法令遵守)			法令、管理の基準など施設運営の基本的事項を理解・認識しているか。						
		平等な利用確保を図るための具体的取組み			一部の市民に対し、不当に利用を制限したり優遇したりすることはないか。						
②	公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること	利用者へのサービスの向上など効果的かつ適正な管理運営への具体的取組み	30点	事業計画書「3 施設運営の実施計画」及び「4 自主事業の実施計画」	現行の行政サービス水準が確保され、かつ、利用の拡大、サービス向上のための取組みが適切になされる計画であるか。	15点	0~5	6~11	12	13~14	15
					設置条例に定める使用許可の基準、使用の制限等を理解しているか。						
		利用者への対応方針は適切か。(安全確保対策、利用者ニーズの把握、クレーム対応)			開館時間、料金設定等についての考え方は適切か。(提案を求める場合)						
		自主事業が、施設の機能を高める内容となっているか。									
	施設、設備等の維持管理の内容と水準			事業計画書「2 施設、設備等の維持管理計画」	施設、設備等の維持管理に関する基本的な考え方は適切か。	15点	0~5	6~11	12	13~14	15
					提案された維持管理計画は、要求水準に達しているか。						
③	管理に要する経費の縮減を図るものであること	管理運営に係る収入、経費積算の内容と妥当性	25点	収支計画書	全体経費の縮減が図られているか。(提案額に関する評価)	15点	0~5	6~11	12	13~14	15
		収支計画の実現性		収支計画書及び事業計画書全体	管理運営に要する経費の積算は適切か。						
						10点	0~3	4~6	7	8~9	10

No.	1 選定基準 (募集要項で定めた基準)	2 審査の観点 (募集要項で定めた観点)	3 配点 ウェイト (募集要 項で定め た配点)	4 審査要領		5 審査 配点 (例示)	6 配点区分 (例示)				
				事業計画書の対応箇所	審査のポイント (例示)		劣る	やや劣る	現行水準を確保 (標準点)	優れている	特に優れている
④	管理を安定して行う 能力を有するもので あること	施設を安定的に管理運営 できる人的体制(職員数、 経験の有無)	30点	事業計画書「5 人員体制等」 (但し(4)を除く)及び「6 個人 情報の保護」	施設の運営体制は十分か。 施設管理に従事する者への指導、研修体制は整って いるか。 個人情報の保護に関する措置は適切か。	10点	0~3	4~6	7	8~9	10
		施設を安定的に管理運営 できる財政的基盤		法人等の経営状況を説明す る書類	団体の財務状況は良好か。(債務超過となっていない か、黒字経営か) 事業計画の内容を実現できる資産を有しているか。	10点	0~3	4~6	7	8~9	10
		類似施設の運営実績		事業計画書「5 人員体制等」 (4)類似施設の運営実績	類似施設を良好に運営した実績があるか。	10点	0~3	4~6	7	8~9	10
⑤	市の重要施策が推進 されるものであること	本社・本部等の所在地が 市内にあるか	5点	登記簿謄本等	市内にある場合は2点を付加。	2点					
		当該施設における障害者 雇用等についての計画が あるか		事業計画書「5 人員体制等」	常時雇用する計画がある場合は2点、福祉的就労や 職場体験等の臨時雇用を実施する計画がある場合は 1点を付加。	2点					
		協働のまちづくりの推進 に有効な定期的計画があ るか		事業計画書「8 自由提案」の 記載内容	応募団体の八戸市内における定期的な地域貢献に関 する計画がある場合1点を付加。	1点					
				合計		100点					



## 八戸市東霊園・西霊園・南郷中央霊園指定管理者候補者の選定評価表

選定基準（配点）	満点	指定管理者候補者 （公益社団法人 八戸市シルバー 人材センター）	指定管理者候補者の提案に対する評価内容
① 市民の平等な利用が確保される ものであること（10点）	60点	45点	・施設の設置目的を踏まえた事業計画となっており、また、法令、管理の基準などの施設運営の基本的事項を理解・認識していることから、適切な施設運営が期待できる。
② 公の施設の効用を効果的に発揮 させるものであること（30点）	180点	149点	・現行の行政サービス水準が確保され、かつ、利用の拡大、サービス向上のための取り組みが適切になされた計画となっている。 ・利用者への安全確保対策、利用者ニーズの把握、クレーム対応等の利用者への対応方針が適切である。 ・施設、設備等の維持管理に関する基本的な考え方及び計画は適切である。 ・自主事業が施設の機能を高める内容となっている。
③ 管理に要する経費の縮減を図る ものであること（25点）	150点	120点	・管理運営に関する経費の積算は適切である。 ・収支計画と事業計画が整合し、かつ実現可能な計画である。
指定管理料基準額及び提案額（5年間）／単位：千円	143,710	143,555	
④ 管理を安定して行う能力を有する ものであること（30点）	180点	135点	・施設の運営体制は十分に確保され、また、施設管理に従事する者への指導、研修体制が整っている。 ・個人情報保護に関する措置は適切である。 ・団体の財務状況は良好であり、施設を安定的に管理運営できる。 ・類似施設を良好に運営した実績がある。
⑤ 市の重要施策が推進されるもので あること（一律加点）（5点）	30点	24点	・本部・本社等の所在地が八戸市内にある。 ・応募団体の八戸市内における定期的な地域貢献計画がある。
合計点 600点（委員6人×100点）	600点	473点	

## (仮称) 八戸市立市民病院緩和ケア病棟整備事業の工期延長について

### 1 受注者及び工事名称について

受注者	工事名称
穂積・石上 特定建設工事共同企業体	(仮称) 八戸市立市民病院緩和ケア病棟整備事業 本棟工事 工期 平成30年11月15日から令和2年2月29日まで
三和・興陽・山下 特定建設工事共同企業体	(仮称) 八戸市立市民病院緩和ケア病棟整備事業 強電設備工事 工期 平成30年11月28日から令和2年2月29日まで
柏・フジカツ 特定建設工事共同企業体	(仮称) 八戸市立市民病院緩和ケア病棟整備事業 弱電設備工事 工期 平成30年11月28日から令和2年2月29日まで
西浦・三久 特定建設工事共同企業体	(仮称) 八戸市立市民病院緩和ケア病棟整備事業 給排水衛生設備工事 工期 平成30年11月29日から令和2年2月29日まで
北奥・壬生・階上 特定建設工事共同企業体	(仮称) 八戸市立市民病院緩和ケア病棟整備事業 空気調和換気設備工事 工期 平成30年11月30日から令和2年2月29日まで

### 2 工期延長協議申請書受理日

令和元年11月15日

### 3 工期延長の理由

東京オリンピック関連施設等の建設を筆頭に、高度成長期に建設された建築物の建て替え、都市部の再開発等を起因とする全国的な建設需要の高まりや、建設業関連の技能労務者の減少などにより、各種工事に必要な人員の確保が困難な状況のなか、工期内に完成させるべく努力を重ねてきたが、当初の人員確保の想定範囲を超えた影響を受け、工期内の完成が困難となったため。

### 4 協議開始日

令和元年11月18日

### 5 協議結果(変更工期)

各工事について、工期を令和2年4月15日まで(46日間)延長することで協議が整ったもの。